

# インタースタイル 2021 キャンセル規定の変更

2020/9/15

インタースタイルでは、新型コロナウイルス感染対策のため、日本展示会協会及び、施設であるパシフィコ横浜のガイドラインに則り、開催に向け準備を進めてまいります。

経済発展の牽引役として大きな役割を担う展示会を開催できるよう、万全な対策を講じてまいりますので、皆様からのご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

尚、皆様が安心して出展計画を進めていただけるようにと、下記の通りキャンセル規定の一部を変更(下記枠内)させていただきました。ご不明点がございましたら、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

## ■展示会の延期・開催場所の変更・規模の縮小・中止（主催者の判断による場合）

1、天災・人災等の災害や、感染症・政情不安・治安上の問題、その他、主催者の責に帰すことのできない事由が発生し、展示会開催が困難と判断された場合、主催者は展示会の延期・開催場所の変更・規模の縮小・中止を行うことができます。

2、展示会を延期・開催場所の変更などを行った場合は、出展申込みにおける本契約の効力が引き継がれ、出展者は展示スペースについてなされたいかなる支払いの払い戻しを受ける権利はなく、料金未納残高があればそれを支払う義務を負います。

3、展示会を中止した場合は、既納の出展料金およびその他各種料金のうち、既発生費用を控除した残額は、出展者に返還します。

↓変更↓

**3、感染症等の問題で、主催者が展示会中止を判断した場合は、出展料全額を出展者に返還します。**

但し、2021年2月8日以降の中止に関しては、出展料金およびその他各種料金のうち、既発生費用を控除した残額の返金になります。2021年2月15日搬入日以降の中止に関しては返金はありません。

4、出展者は展示会の延期・開催場所の変更・規模の縮小・中止が行われた場合、その結果として被った損失もしくは損害または発生した追加費用に対するいかなる損害賠償請求権を有しません。

## ■出展キャンセル規定（出展者の都合による場合）

請求書発行後の変更・取り消しについては以下のキャンセル料を申し受けます。既に申し込まれた小間数に対する変更または取り消しについては全て文書でその理由を明記し、主催者の承認を得てください。小間数の減少に関する場合も同様です。

2020年10月31日(土)まで……………無料

11月1日(日)～12月31日(木)……………小間料金の50%

2021年1月1日(金)～1月20日(水)……………小間料金の75%

1月21日(木)～……………小間料金の100%

\* 出展者が上記相当金額を未だ支払っていないときは、すぐこれを支払うものとします。

\* 出展者が既に支払った金額が上記相当金額を超えている場合は超過分を事務局より返金いたします。

\* キャンセル者は、この当該展示スペースの使用権利を無くし、そのスペースを事務局が適当と思われる方法で使用する事が出来ます。